

檀原市空家等利活用再生事業 募集案内

檀原市では、空家等を地域活性化の資源として捉え、空家所有者等の活用意欲を高め、まちや地域コミュニティの活力の維持・向上や歴史性のあるまちの景観の維持をめざします。地域福祉施設、地域コミュニティ施設、体験学習施設、文化施設等の用途に転用し、特に地域の歴史や風格を継承する財産として残していくため、その先端的なモデルを地域の活性化に資するための利活用を行う事業の改修工事に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

1. 【補助要件】

- 次のいずれにも該当する空家等の建築物（以下「補助対象建築物」という。）とする。
- ・ 檀原市内に所在する建築物であり、現時点において、使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であること。
 - ・ 一戸建て又は長屋建て住宅であること。
 - ・ 建築基準法その他の建築に関する法令に照らし、適正と認められる建築物であること。（昭和56年5月31日以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている耐震基準を満たしていない建築物については、本事業において耐震性能を向上させる改修工事を行うものとする。）
 - ・ この要綱に基づく補助金のほか、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金を受けていない建築物であること。

2. 【補助対象者】

- 次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。
- ・ 補助対象建築物の所有者（予定を含む）又は、補助対象建築物の賃借人（予定を含む）
- ※市税滞納者や暴力団関係者は対象となりません。

3. 【対象事業】

まちや地域コミュニティの活力の維持・向上や歴史性のあるまちの景観の維持に利活用する目的とした事業であり、次のいずれかに該当する用途で、改修工事の完了日から10年間、当該建築物を継続的に使用するものとする。

- （1）滞在体験施設
- （2）交流施設
- （3）体験学習施設
- （4）創作活動施設
- （5）文化施設
- （6）その他市長が認める用途

※宗教団体、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に利活用するものであってはいけません。

4.【補助件数】

- ・原則1件とする。

5.【補助内容】

空家の利活用の提案募集をおこない申請内容を審査し、補助金を交付する者を決定するために選考会を設け、優れた提案の改修工事費等に対して補助金を交付する。

- ・補助対象とする工事費の2／3以内で、上限を400万円とする。
※国土交通省の空き家再生等推進事業[活用タイプ]を活用しています。

6.【補助対象経費】

- ・台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
- ・給排水、電気又はガス設備の改修工事
- ・屋根又は外壁等の外装の改修工事
- ・壁紙の張替え等の内装の改修工事
- ・耐震改修工事
- ・その他市長が認めるもの

7.【募集期間】

- ・令和7年8月29日（金）17時迄

8.【応募方法】

申請書を作成し、橿原市都市マネジメント部住宅政策課（橿原市東竹田町1-1リサイクル館かしはら2階）まで持参ください。

この事業に関するお問い合わせは、住宅政策課0744-47-3514（直通）にお電話ください。

申請書類

橿原市ホームページよりダウンロードしてください。

9.【採択方法】

- ・審査

選考会を行い決定する。

選考会において、事業の実効性や継続性についてモデル事業として優れた計画を選考します。必ず採択されるものではありません。

- ・必要に応じてヒアリングを実施します。
- ・採択にあたり条件を付する場合があります。

10.【注意事項】

- ・ 建築基準法その他の建築に係る法令に照らし、適正と認められる建築物であること。
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている耐震基準を満たしていない建築物については、本事業において耐震性能を向上させる改修工事を行うものとする。
- ・ 改修工事の完了日から10年間、交付決定を受けた用途で当該建築物を継続的に使用するものとする。
- ・ 賃貸により活用を予定している個人又は法人が決定していること。
- ・ 都市計画法、建築基準法、旅館業法その他の許可等が必要な場合、事前に各関係部局にご相談ください。
- ・ 申請にかかる工事は、補助金の交付決定通知があるまで、契約及び着手出来ません。
- ・ 国又は地方公共団体からこの事業に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金を受けていない建築物であること。
- ・ 本事業完了後、実績報告書を提出する必要があります。
- ・ 補助決定者は、改修工事の完了後、当該事業における建築物を含む空家等の管理及び利活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うものとする。
- ・ 補助決定者は、ホームページへの掲載等、市の広報活動において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うものとする。
- ・ 詳しくは「檀原市空家等利活用再生事業補助金交付要綱」をご覧ください。その他のことについては、「檀原市補助金交付規則」をご確認ください。

11.【スケジュール】

【制度利用の流れ】令和7年度 檀原市空家等利活用再生補助事業

